

地域医療の確保について

超高齢化社会の到来に向けて、医療・介護提供体制の改革が必要であるが、医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療の確保が必要不可欠である。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療構想

(1) 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた医療・介護のあり方や地域医療構想の策定の意義について、国民や関係機関に十分に説明し、理解を得ること。

(2) 地域医療構想をもとに関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を協議しているが、国は、協議に資する医療情報を定期的に提供するとともに、課題解決に向けて柔軟に制度を運用し、幅広い支援策を実施すること。

特に離島・中山間地域においては、地理的要因による不採算や人材不足等により在宅医療への移行が非常に困難なため、次期診療報酬改定等において手厚い支援策を講じること。

2 地域医療介護総合確保基金

(1) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策や在宅医療を含む地域医療体制の整備が必要な地域もあることから、国は将来にわたり十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた創意工夫ができるよう、都道府県の実情を踏まえた基金配分がなされるよう配慮し、さらに平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を認めること。

- (2) 基金の内示時期を早めるとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

3 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業補助金は、交付率が低迷してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、必要な財源を確実に確保すること。

4 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。

特に平成30年度に開始される新たな専門医制度においては、都市部に若手医師が集中することが懸念されることから、医師の地域偏在、診療科偏在に繋がらないよう、国が責任をもって研修定員設定の結果の検証を行うなど必要な措置を講じること。

- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。

- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

5 医師・看護職員・薬剤師等を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。

6 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。

- (2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とした定員枠の設定を認めること。

7 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が都道府県に義務付けられた。また、自治体によっては独自の奨学金制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政